

原議保存期間 1年
(令和5年3月31日まで保存)

警視庁交通部交通総務課長
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部広域調整第二課長

殿

事務連絡
令和3年4月26日
警察庁交通局交通企画課理事官

「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」における各種審査の合理化について

遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の公道実証実験に関する道路使用許可については、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について(通達)(令和2年9月17日付け警察庁丙交企発第76号ほか。以下「通達」という。)により取り扱うこととしているところである。

通達別添「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」(以下「許可基準」という。)に基づき公道において実証実験を実施する場合には、特別装置自動車に係る手動走行審査である「施設内審査」、「路上審査」並びに遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車に係る自律走行審査である「公道審査」を経る必要があるが、これまでに複数の都道府県において、これらの走行実績が積み重ねられており、実証実験を実施している主体等(以下「実施主体等」という。)から道路使用許可手続の簡素化について要望を受けているところである。自動運転の技術は、交通事故の削減や渋滞の緩和を図る上で有効なものになると考えられ、警察としてもその進展を積極的に支援する必要があることから、交通の安全と円滑を確保した上で、許可基準に基づく各種審査手続の合理化を可能とするので、下記のとおり対応されたい。

記

1 施設内審査の合理化について

許可基準では、特別装置自動車の公道実証実験において、実験車両に乗車する監視・操作者について施設内審査に合格する必要があるとしているところ、昨年、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」における施設内審査について(令和2年12月17日付け事務連絡)を発出し、一の都道府県警察において過去に施設内審査に合格している者については、既に受審した項目についての審査は省略することを可能としている。

2 路上審査の合理化について

(1) 合理化の考え方

特別装置自動車の公道実証実験については、許可基準により、実験車両に乗車する監視・操作者は路上審査に合格している必要があるとしている。この点について、道路使用の許可を行う警察署長(高速自動車国道又は自動車専用道路に係るものについては高速道路交通警察隊長)(以下「管轄警察署長等」と

いう。)が、当該監視・操作者のこれまでの経験や公道実証実験を実施しようとする区間(以下「実験区間」という。)における交通環境、実施計画の内容等を総合的に勘案し、路上審査を行うまでもなく、当該監視・操作者が実験区間の全部を、交通事故を生じさせることなく、かつ、法令にのっとって当該実験車両を手動で走行させることができると判断した場合は、路上審査に合格したものとみなして審査を省略することを可能とする。

(2) 合理化を判断するための要素

監視・操作者のこれまでの経験については、当該道路使用の許可を行う都道府県内において過去に行われた、自律走行を行うための装備や性能が同等である車両(以下「同型車両」という。)での実験実績を踏まえることが可能であると考えられるほか、他の都道府県において過去に行われた同型車両での実験実績については、実施主体等が作成した資料等によって、監視・操作者ごとにその経験を確認することが想定される。この際、実施主体等が作成した資料等の真偽について確認する必要がある場合は、警察庁に速やかに連絡すること。

実験区間における交通環境や実施計画の内容については、

- コースが単純で交通量が少なく、施設内審査による確認で足りる場合
例： 地方部の交通量の少ない集落において、複雑でないコースを走行する。
- 既に路上審査合格済みのコースに、類似したコースを追加する場合
例： 既に実証実験を行っている路線に、新たに同型車両を用いた路線を追加するが、同じエリア内で交通環境が類似している。
- 短い距離のみで手動走行を行う場合
例： 車庫から実験スタート地点までの数十メートルを手動走行する。
障害物を一時的に避ける場合のみ手動走行する。
交差点通過時のみ手動走行する。
※ 自律走行を行うための事前設定・調整時や車両故障時等に長距離を手動走行することが想定されている場合等は除く。

等が想定される。

一方で、監視・操作者の同型車両での実験実績が乏しい場合や、新型の車両を用いて実証実験を行う場合等は、路上審査を行う必要性が高いものと考えられる。

3 公道審査の合理化について

(1) 合理化の考え方

遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車の公道実証実験については、許可基準により、自律走行は公道審査を経て行うこととしており、同型車両を複数台用いる実証実験であっても、車両ごとに自律走行のための設定・調整等を個別に行う必要から車両によって個体差が生じ得る現在の技術開発状況を鑑みて、全ての車両について公道審査を行っている。この点について、管轄警察署長等が、道路使用許可申請に係る資料や実施主体等のこれまでの経験等を総合的に勘案し、同型車両であること及び同型車両については全て同一の自律走行

ができるように設定・調整等が適切に行われていることが確認でき、全ての同型車両について公道審査を行うまでもなく、一の車両について公道審査を行えば、他の同型車両についても交通事故や自動運転システム等の不具合を生じさせることなく、法令にのっとって自律的に走行できるなどと判断した場合は、公道審査を経たものとみなして審査を省略することを可能とする。

(2) 合理化を判断するための要素

同型車両であることについては、例えば車両メーカーが作成した設計書等、地方運輸局等に対する聴取結果、車両の現物確認等により、車両の同一性を確認することが想定される。

設定・調整等が適切に行われていることについては、実施主体等が過去に行った同型車両での実験実績を踏まえることや、実施主体等が作成した資料等によって確認するとともに、実施主体等に対して車両の設定・調整等を適切に行う旨を指導することや、必要に応じて、道路使用許可に「同型車両であることから公道審査を省略した車両を用いて自律走行を行う場合は、公道審査を経た車両と同一の性能となるように設定・調整等を行うこと。」等の条件を付すことにより、同型車両が同一の性能を発揮できるよう担保することが想定される。なお、実施主体等のこれまでの経験等については、前記2(2)と同様に、当該道路使用の許可を行う都道府県内において過去に行われた実験実績を踏まえることが可能であると考えられるほか、他の都道府県において過去に行われた実験実績については、実施主体等が作成した資料等によって確認することが想定される。この際、実施主体等が作成した資料等の真偽について確認する必要がある場合は、警察庁に速やかに連絡すること。

一方で、許可基準では、実験車両について

○ 保安基準に適合しているか

○ 実験車両が公道において安全に走行することが可能なものであることが確認されているか

等の審査項目があることから、例えば、既に道路使用許可を受けている実証実験において、更に同一の実証実験を行う同型車両を追加する場合は、当該追加車両に係る公道審査を省略することが可能な場合であっても、新たな道路使用許可申請により、少なくとも書類審査を行う必要がある。

4 留意事項

(1) 当該各種審査の合理化については、交通の安全と円滑の確保を前提とした上で判断するものであるが、実施主体等の意向を踏まえつつ、実証実験が円滑に実施できるように十分配慮すること。

(2) 実施主体等や都道府県警察ごとに審査手続の取扱いに差が生じることのないよう、遠隔型自動運転システム又は特別装置自動車の公道実証実験が予定されているなどの情報を入手した場合は、「自動運転車等に関する各種報告要領について」（令和2年7月21日付け事務連絡）に基づいて警察庁に報告すること。また、各種審査の合理化について判断を行う場合にも、事前に必ず警察庁に報告すること。実施主体等に対しては、本事務連絡の内容を適切に教示すること。

- (3) 道路使用許可期間が満了し、再度同じ実証実験を継続する場合など、過去に公道審査に合格している実験区間において、同一の車両・実施計画等により再度道路使用許可申請が行われた場合には、交通環境の著しい変化等が生じていなければ、全ての車両について公道審査を省略することが可能であり、申請に係る資料についても過去の申請書類の写しを提出することで足りることとするなど、実施主体等の負担を配慮し、手続の円滑化に努めるよう留意されたい。